

参考資料

- 用語集
- 野田市人権施策推進協議会設置条例
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

用語集

【アルファベット】

H I V

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略語。

H I Vは、感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の血液・精液・膣分泌液・母乳などが、性行為、輸血、注射針の連続使用、授乳などにより直接接触することでのみ感染する。通常せきの身体接触やくしゃみ・咳による空気感染はなく、唾液や涙などの体液による感染するという症例もない。H I V感染による免疫力低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（AIDS 後天性免疫不全症候群）の発症までには10年前後かかると言われている。近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療が確立されてきている。

L G B T

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。日本では、L G B Tを含めた性的少数者全体をさす用語として使われることもある。

N P O (Nonprofit Organization)

営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。非営利組織と訳される。特定非営利活動促進法（N P O法）に基づいて認証されたN P O法人はその一部で、法人格をとっていないN P Oも多い。今日では、政府や市場がうまく機能しない領域を補完するだけでなく、より積極的に公共サービスを担うなど政府や企業との協働関係も変化し、政治的にも経済的にも社会に影響力を持つ存在になってきている。

S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

「Social Networking Service」の略語。インターネットを通じて、人と人のつながりを促進し、コミュニティーの形成を支援する会員制サービス。会員は、自分のプロフィールや日記を公開したり、趣味・居住地・職業・出身校などを同じくするコミュニティーに参加したり、電子掲示板やメッセージの送受信によるコミュニケーションを図ることができる。代表的なサービスは、ツイッターやフェイスブックなど。

Stop it

いじめなどの不適切な行為を匿名で簡単に報告・相談できる「STOPit モバイルアプリ」と、報告・相談を受けた担当者用のウェブブラウザ向け管理ツール「DOCUMENTit」で構成されるプラットフォーム。学校や企業内におけるいじめやハラスメント、犯罪行為などの早期発見や抑止に役立てるツールとして注目を集めている。

【あ行】

アイヌの人々

北海道を中心に日本列島北部、樺太（からふと・サハリン）・千島列島などに居住する民族。伝統的に狩猟・漁労・採集を主とする自然と一体の生活様式をもち、吟遊形式の叙事詩ユーカラが伝わる。室町時代から和人との交渉を生じ、江戸時代には松前藩や商人などに従属を余儀なくされ、明治以後は、同化政策にもとで言語など固有の慣習や文化の多くが破壊され、人口も激減した。

インターネット

世界中にある複数のネットワークを相互に接続することで構築された、巨大なネットワーク。一般的には、インターネット上で提供される Web（WWW）サービスを指してインターネットと呼ぶ場合もあり、Web コンテンツの閲覧や情報検索、サービスなどを利用することを「インターネットをする」などという。代表的なサービスは、電子メール、映像・音楽の配信、情報の共有や公開、情報検索システム、オンラインショッピング、インターネット電話、コンピューターの遠隔操作などがある。

インフラ（ストラクチャー）

産業や生活の基盤を形成する施設の総称。道路、港湾、鉄道、空港、工業用水といった産業基盤となる施設や住宅、環境衛生、上・下水道、公園、学校などの生活基盤となる施設、最近では、病院、福祉施設などの厚生福祉施設や情報通信網なども含まれる。これらの施設は、国や地方自治体によって整備されている。

えせ同和行為

同和問題に関する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を口実に企業や行政機関に対して、不当な利益や義務なきことを要求する行為

【か行】

キャリア教育

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」とし、小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じて実施される。具体的には、社会科見学、ボランティア活動、職場体験、地域や身近な人の職業を調べる、インターンシップ、学校オリジナル商品の開発や販売など

ケアマネジメント

介護支援サービス機能。介護の必要な高齢者や障がいのある人に適切な介護計画を立て、それに基づいて効果的なケアを提供すること

国際人権規約

昭和46（1966）年の国連総会で採択された、基本的人権を国際的に保護するための条約。世界人権宣言を補強するもので、締結国に対して法的拘束力をもつ。社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）、自由権規約（市民的、政治的権利に関する国際規約）及び自由権規約に関する二つの選択議定書からなる。

コミュニケーション

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行う。

【さ行】

児童虐待相談電話「子どもSOS」

虐待を受けている子供本人や、虐待の疑いのある親子を発見した方からの通報や、虐待をしているのではと悩んでいる保護者などからの電話相談を受ける取組

児童相談所全国共通ダイヤル「189」

出産や子育ての悩み、あるいは児童虐待に関し、速やかに児童相談所へ相談や通告ができるように設けられている電話相談の窓口。匿名での連絡が可能で、連絡者や通報内容に関する秘密は守られる。原則として、通年毎日24時間受け付けている。

手話

手指や表情を使って、気持ちや意志を伝え合うコミュニケーションの方法として用いる視覚的な言語のこと

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28（2016）年4月施行

情報モラル

情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道德上の規範を指す。

人権（Human Rights）

すべての人間が生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利。誰もの人権が尊重されるためには、自分だけの人権だけでなく他人の人権も尊重し、お互いの権利を認めあうことが必要とされている。

人権教育のための国連10年

平成6（1994）年の第49回国連総会において、人権という普遍的文化を世界中に創造することを目的として決議された、平成7（1995）年から平成16（2004）年の10年間を指す。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家

スクールサポーター

学校と警察をつなぐ役割として、退職した警察官や教員を学校に派遣する制度。小学校や中学校を訪れ、専門的な知識や経験を生かして教員の相談を受けたり、助言を行っている。警察への通報を勧めることもある。

スクールロイヤー

いじめや保護者とのトラブル、不登校といった学校で起きた問題の解決に向けて派遣するよう助言される弁護士のこと

ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返すこと。ストーカー規制法の規制対象となる。

成年後見制度

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に、預貯金などの財産管理、福祉サービス利用契約などの支援をする制度。後見人の選任は、本人や家族、市町村長の申立てを受けて家庭裁判所が選任する法定後見制度と、本人があらかじめ選任しておく任意後見制度がある。

世界人権宣言

昭和23（1948）年12月10日、第3回国連総会で、「すべての人民とすべての国が達成すべき人権の共通基準」として採択された宣言。これを記念して、12月10日が「世界人権デー」とされ、日本では、この日に先立つ1週間を「人権週間」としている。

セクシュアル・ハラスメント

職場などで、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。略して「セクハラ」。直接的な言動等ではなくても、性的なイメージを彷彿させるポスターを提示することなどが、性的な嫌がらせとなることもある。性暴力の一つ

【た行】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

特定職業従事者

地方公務員（市職員を含む）、教職員、保健・医療・福祉関係者のこと

特別支援教育

障がいのある児童・生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育のこと

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。暴力の形態には、身体的暴力（殴る、蹴るなど）、精神的暴力（大声でどなる、ばかにする、外出や交際を制限するなど）、性的暴力（性行為の強制など）や経済的暴力（生活費を渡さないなど）などがある。被害者は女性に限定されないが、多くの場合は女性で、女性に対する暴力の根底には、夫が妻に暴力を振るうのはある程度仕方がないといった女性の人権の軽視があるとされている。交際中の若い恋人の間でおこる暴力は、デートDVともいう。

【な行】

ニート（NEET=Not in Employment, Education or Training）

仕事についておらず、教育や職業訓練も受けていない状態、若しくはそういう状態の人を表す言葉。イギリスの内閣府が作成した報告書において、働かない若年層が社会問題化するなかで生まれた言葉。社会への違和感から、労働する意志、教育を受けようとする意志を持ってないところから、失業者やフリーターとは異なる。

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人を特別視したり、特別扱いするのではなく、平等に扱われ、かつ一般の社会で普通の生活が送れることを趣旨とする考え方。社会福祉の基本的理念の一つ

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がいのある人にとって、安全かつ住みよい社会を作るために、日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や情報に関わる障壁などを取り除いていこうという考え方。その取組がバリアフリー化。近年では、高齢者や障がいのある人、健常者の別なく、全ての人々に使いやすい設計として、ユニバーサル・デザインの考え方が重視されている。

パワーハラスメント

職場でのいじめ、嫌がらせ。略して「パワハラ」。同一の職場で働く者に対し、職務上の地位や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景に、適正な業務範囲を超えて、継続的に、精神的・身体的に苦痛を与えて人格と尊厳を侵害することや、就労環境を悪化させたり雇用不安を与えること

ハンセン病

「らい菌」という細菌の感染によっておこる感染症。毒性や感染力は非常に弱いですが、患者は顔や手の変形する症状や「遺伝病」という誤解などから激しい差別や偏見を受けた上に、国が行った隔離政策により、国立の療養所に強制収容され、墮胎や断種を強要された。現在は薬で完治する。

ファシリティマネジメント

市の土地、建物、設備等の施設について、経営的な視点から設備投資や管理運営を行い、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ること

部落差別解消推進法

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」。部落差別のない社会を実現することを目的に、国・自治体の責務として、情報提供、指導・助言、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査などを明記した理念法。平成28（2016）年12月施行

プライバシー

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利を指す。

ヘイトスピーチ解消法

正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることを鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を推進するため、平成28（2016）年6月に施行された。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式や営み方のこと。または、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方を指す。

拉致問題

昭和50（1975）年代に北朝鮮の工作員が複数回にわたって多数の日本人を不当に連れ去った問題。平成14（2002）年に5人の被害者が帰国したが、ほかにも多くの日本人が北朝鮮に居住することを余儀なくされていると考えられている。現在、政府が拉致被害者として認定しているのは17人だが、このほかにも拉致の可能性が排除できない事案があると認識し、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国に取り組んでいる。

リハビリテーション

何らかの障がいを持つ人の身体的・精神的・社会的能力を最大限に回復させるために行う機能訓練や、社会復帰のために行う専門的な指導のこと。

また、障がいのある人が社会を生きる上で負わされた様々なハンディキャップの全てを軽減させ、自立性を向上させることで、障がいのある人の人間らしく生きる権利を回復させるという定義で用いられることもある。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢などにかかわらず、やりがいや充実感を感じながら働いて、仕事上の責任を果たすとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた、家庭や地域における様々な活動や自己啓発をバランスよく展開できる状態

○野田市人権施策推進協議会設置条例

平成13年3月29日

野田市条例第8号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

改正 平成15年5月27日条例第57号

平成18年9月29日条例第33号

平成22年9月30日条例第27号

平成24年7月13日条例第18号

平成25年6月28日条例第31号

令和元年9月25日条例第13号

（設置）

第1条 人権問題に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- （1） 人権施策に係る行動計画の作成及び推進に関すること。
- （2） 人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び推進に関すること。
- （3） その他人権施策に関し市長が必要と認めること。

（組織及び委員）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 人権擁護委員を代表する者
- （2） 女性問題関係者
- （3） 民生委員児童委員を代表する者
- （4） 高齢者団体を代表する者
- （5） 障がい者団体を代表する者
- （6） 同和問題関係者
- （7） 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- （8） 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- （9） 保護司会を代表する者
- （10） 人権啓発推進企業を代表する者
- （11） 野田市国際交流協会を代表する者
- （12） ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者
- （13） 青少年補導員を代表する者

(14) 生涯学習に関する知識を有する者

(15) 関係行政機関の職員

(16) 関係教育機関の職員

(17) 公募に応じた市民

(平18条例33・平22条例27・平24条例18・平25条例31・令元条例13・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(参考意見等の聴取)

第7条 協議会及び次条に規定する専門部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、第2条に規定する事項を専門的に調査、審議するため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選による。

5 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、部会について準用する。

この場合において、第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の事務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（野田市同和問題連絡協議会設置条例の廃止）

- 2 野田市同和問題連絡協議会設置条例（平成9年野田市条例第6号）は、廃止する。

（野田市同和問題連絡協議会設置条例の一部改正）

- 3 野田市同和問題連絡協議会設置条例の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

（協議会委員の任期の特例）

- 3 第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成13年6月30日現在在職している委員の任期については、平成14年3月31日まで延長されたものとみなす。

附 則（平成15年5月27日野田市条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年6月6日から施行する。

（任期の特例）

- 2 改正後の野田市人権施策推進協議会設置条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成18年9月29日野田市条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（任期の特例）

- 6 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市人権施策推進協議会の委員の任期は、第15条の規定による改正後の野田市人権施策推進協議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成22年9月30日野田市条例第27号）

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）から（7）まで 略

（8） 第4条、第5条、第17条及び第19条の規定 平成25年7月1日

附 則（平成25年6月28日野田市条例第31号抄）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月25日野田市条例第13号抄）
（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長（以下「会長等」という。）として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成十二年十二月六日）

（法律第四百七十七号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。